

業者が父の家を訪れ、「屋根が傷んでいる。火災保険の特約を利用して修理した方がよい」と言って、申請サポート業務の契約を結んだ。業者は、父に「火災保険会社に保険申請したい旨の電話をかけるように」などと指示して帰った。その夜、父が契約書を確認したところ、受け取った保険金の45%を手数料として業者に支払わなければならないと気付いた。契約書にクーリング・オフの記載があったが、解約することはできるか。

(40歳代男性)

昨今、今回の事例のように家に突然訪問し、「保険金を使って雨どいの修理をしませんか」などと言って、申請サポートをうたう業者とのトラブルが急増しています。訪問販売などによって契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間以内は、クーリング・オフすることができます。通信販売による契約は対象にならないので注意が必要です。

また、火災保険は火災や風水害などの自然災害によって、建物などに生じた損害を補償する保険なので、さびなどの経年劣化によって生じた損害は、支払いの対象になりません。

経年劣化が原因であるにもかかわらず、自然災害による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請求を受けたり、詐欺罪に問われたりする可能性があるため、絶対に行ってはいけません。

保険金の請求は、加入者自身で行うことが基本です。まずは自身が加入している保険の関係書類を読んで、保険の内容や補償の範囲を確認し、不明点があれば保険会社や代理店に相談しましょう。

同様の勧誘を受けて不安に思った場合やトラブルになってしまった場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。